
株式会社マーキュリーリアルテックイノベーター

(MERCURY REALTECH INNOVATOR Inc.)

定 款

平成20年	5月30日	変	更
平成23年	5月31日	変	更
平成25年	4月30日	変	更
平成26年	10月20日	変	更
平成29年	5月31日	変	更
平成30年	5月29日	変	更
平成30年	10月26日	変	更
令和 3年	10月 1日	変	更
令和 3年	11月 2日	変	更
令和 4年	5月30日	変	更

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社マーキュリーリアルテックイノベーターと称し、英文では、MERCURY REALTECH INNOVATOR Inc. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 情報処理サービス業ならびに情報提供サービス
- (2) コンピュータソフトウェアの企画、開発、販売業務ならびに受託開発業務
- (3) 各種企業の事業企画、新商品の開発における市場調査ならびに企画立案業務の受託
- (4) 広告宣伝業務
- (5) 建設工事における企画、調査、設計、施工、監理、請負業務
- (6) 内外装、仕上り工事における企画、調査、設計、施工、監理、請負業務
- (7) 経営・マーケティングに関するコンサルティング業務
- (8) 広告の企画、制作、実施、運営、その他これに関する業務
- (9) セールスプロモーションの企画、制作、実施、運営、その他これに関する業務
- (10) インターネットプロモーションの企画、制作、実施、運営、その他これに関する業務
- (11) インターネットのホームページの企画、設計、開発、販売、運用、保守、その他これに関する業務
- (12) 情報処理システム、データベースシステム、ネットワークシステム、またこれに関するソフトウェア、ハードウェアの企画、設計、開発、販売、運用、保守、その他これに関する業務
- (13) データ入力及び管理事務処理の受託業務
- (14) インターネット、移動体通信及びその他電子的メディア等を利用したポータルサービス、SNSサービス、ECサービス、その他メディア事業に関する業務
- (15) マーケティング業務
- (16) 建設工事、内外装、仕上り工事の資材や部材の卸販売、仲介
- (17) 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞

に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第 5 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、9 6 0 万株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の 1 単元の株式数は、100 株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第 9 条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 1 8 9 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 1 0 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 1 1 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第 1 2 条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 1 3 条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第 1 4 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集しその議長となる。取締役社長に事故があるときはあらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第 1 5 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことが出来る。

(議決権の代理行使)

第 1 6 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は7名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(役付取締役)

第22条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、取締役社長1名を選任し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。

(社長及び代表取締役)

第23条 取締役社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括する。

- 2 取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は取締役社長がこれを招集しその議長となる。取締役社長に事故があるときはあらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。

- 2 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議の方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役及び監査役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議等の省略)

- 第27条 取締役が取締役会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。
- 2 取締役が取締役の全員に対して取締役会に報告すべき事項（ただし、会社法第363条第2項の規定により報告すべき事項を除く。）を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第31条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第32条 当社の監査役は、3名以上とする。

(監査役の選任)

第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第35条 監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規則)

第39条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第40条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第41条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第42条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第45条 当社は会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第46条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

(剰余金の配当等の機関決定)

第47条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第48条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年8月31日とする。

(配当金の除斥期間)

第49条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払義務を免れる。

附則

第1条 変更前定款第15条（株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

2 前項の規定に関わらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

- 3 本附則は、2023 年 3 月 1 日又は前項の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。